○近畿地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二十七号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
小浜市飯盛一七二号墓ノ上五番二から同市飯盛一七一号今徳谷三〇番二まで	前	一八・〇〇～二八・九八メートル	〇・〇四八キロメートル
	後	一八・六九～二九・七五メートル	〇・〇四八キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十七号	小浜市飯盛一七二号墓ノ上五番二から同市飯盛一七一号今徳谷三〇番二まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十六日

○近畿地方整備局告示第百七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
越前市春日野町六九字剛谷口三番四から同市春日野町七四字中屋一二番一まで	前	一二・三六～二八・六七メートル	〇・二一七キロメートル
	後	一四・一〇～三三・一二メートル	〇・二一七キロメートル

(四) 図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十六日　近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	越前市春日野町六九字剛谷口三番四から同市春日野町七四字中屋一二番一まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年九月二十六日

○四国地方整備局告示第八十五号

肱川水系に係る指定区間外の一級河川について、昭和五十一年三月九日建設省告示第二百八十一号で指定した河川予定地を廃止する。

平成二十九年九月二十六日　四国地方整備局長　平井　秀輝

国会事項

衆議院

臨時国会召集決定通知書受領

九月二十二日麻生内閣総理大臣臨時代理から次の書面を受領した。

内閣閣第一四四号

平成二十九年九月二十二日　内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　麻生　太郎

衆議院議長　大島　理森殿

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る九月二十八日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

なお、本年六月二十二日衆院発第四三号をもって送付のあった臨時国会召集要求書に対しては、本日、貴院議員安住淳君外百十九名の代表者野田佳彦君、志位和夫君、小沢一郎君、照屋寛徳君宛て別紙書面を送付しましたので、お含みおき願います。

（別紙）

内閣閣第一四四号

平成二十九年九月二十二日　内閣官房長官　菅　義偉

衆議院議員　野田　佳彦殿

衆議院議員　志位　和夫殿

衆議院議員　小沢　一郎殿

衆議院議員　照屋　寛徳殿

さきに、貴殿方を代表とする安住淳君外百十九名の方々から衆議院議長を経由して内閣総理大臣宛て臨時国会の召集要求書の提出がありましたが、政府は、来る九月二十八日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、御了承願います。

参議院

臨時国会召集決定通知書受領

九月二十二日臨時国会召集決定に関し次の通知があった。

平成二十九年九月二十二日　内閣総理大臣臨時代理　国務大臣　麻生　太郎

参議院議長　伊達　忠一殿

政府は、当面の諸案件の審議を求めるため、来る九月二十八日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、よろしくお取り計らい願います。

なお、本年六月二十二日参庶文発第四七号をもって送付のあった臨時国会召集要求書に対しては、本日、貴院議員小川敏夫君外七十一名の代表者小川敏夫君、山下芳生君、福島みずほ君、糸数慶子君宛て別紙書面を送付しましたので、お含みおき願います。

（別紙）

平成二十九年九月二十二日　内閣官房長官　菅　義偉

参議院議員　小川　敏夫殿

参議院議員　山下　芳生殿

参議院議員　福島みずほ殿

参議院議員　糸数　慶子殿

さきに、貴殿方を代表とする小川敏夫君外七十一名の方々から参議院議長を経由して内閣総理大臣宛て臨時国会の召集要求書の提出がありましたが、政府は、来る九月二十八日に、臨時国会を召集することを決定いたしましたから、御了承願います。

人事異動

内閣

国務大臣　世耕　弘成

内閣府特命担当大臣茂木敏充帰朝につき内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当）事務代理を免ずる（九月二十一日）

環境省

（自然環境局国立公園課国立公園利用推進室長）　堀内　洋

辞職を承認する（九月二十四日）